



相生基署発 1115 第 1 号
令和 6 年 11 月 15 日

別紙の団体の長 殿

相生労働基準監督署長

建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請について

平素は、労働行政の推進にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から、建設業においても、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が開始したところではありますが、建設業は受注産業であることから、建設業に従事する労働者の背景には、短い工期設定など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題が以前からみられるところです。厚生労働省は令和 5 年に「はたらきかたススめ」の公表など、国土交通省とともに建設業における働き方改革を推進しているところ、令和 6 年 6 月には国土交通省が所管する「第三次・担い手 3 法」が成立・公布され、順次施行されることとなりました。今回の担い手 3 法の改正は、建設業に従事する労働者の処遇改善、価格高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止及び働き方改革と生産性向上が主な内容となっています。

一方、令和 5 年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和 5 年 7 月 1 日時点)で、週休 2 日工事又は週休 2 日交替制工事を実施している市町村は、3 割未満にとどまっており、令和 5 年 5 月 31 日に国土交通省が公表した「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」でも、建設業における出勤日数や労働時間が全産業と比べて多くなっていることから、建設業の長時間労働の抑制に向け、発注・受注の場面において働き方改革が浸透・定着するよう一層の取り組みが求められているところです。

また、兵庫県内の建設現場において、令和 6 年に入ってから 10 月末日までに 8 人の尊い命が労働災害によって失われており、前年同期より 3 人も多くなっています。兵庫労働局管内では、「兵庫死亡労働災害根絶運動」を実施しており、相生労働基準監督署においても様々な取組を行っているところですが、発注者から、受注業者に対して労働災害防止活動の実施を促していただくことも、死亡労働災害や重篤な労働災害の発生を防止することに繋がります。

貴団体におかれましては、「建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書」に記した取り組みを実行していただき、建設業における長時間労働の抑制や労働災害防止に、なお一層ご協力いただきますようお願いいたします。